

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案

(別紙1：定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表)

(別紙2：新旧対照表)

(別紙3：総括表)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。）に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入し、「完全デジタル化」により適した無線局の免許状等のデジタル化を実施することとしています。また、無線従事者の免許申請について、電子申請を可能とする予定としています。

無線局の免許申請等の手続に係る手数料の額は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条第1項の規定に基づき、実費を勘案して電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号。以下「手数料令」といいます。）において定められており、無線局の免許状等のデジタル化等に対応するため、免許記録等に記録されている事項を証明した書面（以下、「免許事項証明書等」といいます。）の交付を請求する者が納めなければならない手数料を定める等の手数料令の一部改正案を作成しましたので、当該改正案に対して意見募集を行います。

本改正案により、電子申請・免許記録等のインターネット閲覧（完全デジタル化）による手続を行う場合等について、書面申請・免許事項証明書等の交付での手続を行う場合等に比べてより低額の手数料が設定されることとなり、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務のデジタル化が促進され、双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されます。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期間内に提出してください。

下記（2）又は（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期間内に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提

出ください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： kikaku2_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和7年5月31日（土）から同年6月30日（月）まで（必着）

（郵送による提出の場合、締切日の消印有効）

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外について

ての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：伊藤課長補佐、新井係長、浜元主任

電 話：03-5253-5874

電子メールアドレス：kikaku2_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注 1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見
(例) 第〇条	